

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 9 月 25 日

(株式会社 gumi)

吸収合併に係る事後開示書類

2026 年 9 月 25 日

東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号

株式会社 gumi

代表取締役社長 川本寛之

株式会社 gumi（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社 gC Games（以下「消滅会社」といいます。）は、2026 年 8 月 10 日付「吸収合併契約書」に基づき、消滅会社の権利義務を存続会社に承継させる吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、次のとおり存続会社が承継した消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2026 年 9 月 25 日

2. 消滅会社における法定手続の経過

（1）株主の差止請求（会社法第 784 条の 2）の手続の経過

消滅会社に対する株主からの差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過

消滅会社に対する反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）の手続の経過

消滅会社は新株予約権を発行しておりませんでした。

（4）債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 8 月 20 日付官報により公告するとともに、個別通知により、債権者に対し本吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過

（1）株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）の手続の経過

存続会社においては、本吸収合併が会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併に該当するため、同法第 796 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求は認められておりません。

なお、簡易吸収合併に反対する旨の株主からの通知は、同法第 796 条第 3 項に定める一定数を満たすものではございませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

存続会社においては、本吸収合併が会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併に該当するため、同法第 797 条の規定に基づく反対株主の株式買取請求は認められておりません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の経緯

存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 8 月 20 日付官報及び電子公告により、債権者に対し本吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日である 2026 年 9 月 25 日をもって、消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

効力発生日である 2026 年 9 月 25 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 前各項に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はございません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 8 月 20 日

(株式会社 gC Games)

吸収合併に係る事前開示書面

2026 年 8 月 20 日

東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号

株式会社 gC Games

代表取締役 寺村康

株式会社 gumi（以下「存続会社」といいます。）と株式会社 gC Games（以下「消滅会社」といいます。）は、2026 年 8 月 10 日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2026 年 9 月 25 日を効力発生日として、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定に定める事項は以下のとおりです。

なお、本吸収合併は完全親子会社間の無対価合併につき、存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有する完全親会社であるため、本吸収合併に際し、株式の発行及び金銭等合併対価の交付を行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての事項

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されておりません。

以上により、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 上記事項に変更が生じたときにおける変更後の事項

上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

吸収合併契約書（簡易・略式合併）

東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号 株式会社 gumi（以下「甲」という。）と東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号 株式会社 gC Games（以下「乙」という。）は、甲乙間の合併について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （簡易・略式合併）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併を行い、甲は存続し、乙は解散する。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第2条 （効力発生日）

合併の効力発生日（以下、単に「効力発生日」という。）は、2026 年 9 月 25 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、会社法第 790 条の規定により、効力発生日を変更することができる。

第3条 （株式等の割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わない。

第4条 （資本金及び資本準備金の額）

甲は、合併によりその資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第5条 （権利義務の承継）

1. 乙は、本契約締結日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を、効力発生日において甲に引き継ぐ。
2. 乙は、本契約締結日から効力発生日までの間における資産及び負債の変動について、別途計算書を作成し、その内容を明確にする。

第6条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条 （従業員の引継ぎ）

甲は、乙に従業員がいる場合、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。この場合において、乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

第8条 （解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条 （合併条件の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天変地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （規定外条項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保管する。ただし、本契約を電子契約の方法により締結する場合は、甲乙は、上記の記名押印に代えて、本書の電磁的記録を作成し、両名がこれに電子署名を付した上、各自その電磁的記録を原本として保有するものとする。

2026 年 8 月 10 日

甲：東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号
株式会社 gumi

代表取締役 川本 寛之
川本 寛之 (2026年8月18日 17:24:33 GMT+9)

乙：東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号
株式会社 gC Games

代表取締役 寺村 康
寺村 康 (2026年8月18日 17:25:09 GMT+9)